

第5回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議録

1. 日 時

平成15年11月26日（水）13時58分～16時55分

2. 場 所

秋田キャッスルホテル 放光の間

3. 会議の次第

(1) 開 会

(2) 議 事

議案第16号 市町村建設計画に関する件

議案第27号 農業委員会の委員の任期および定数の取扱いに関する件

議案第28号 特別職の職員の取扱いに関する件

議案第29号 住民サービス窓口業務の取扱いに関する件

議案第30号 住民自治関係事業の取扱いに関する件

(3) その他

(1) 議会議員の任期および定数の取扱いについて

(2) その他

4. 出席者氏名

(1) 出席委員（27人）

会 長 佐竹 敬久

副 会 長 伊藤 憲一

委 員 相場 道也、松葉谷温子、名古屋 昇、佐々木勝男、保坂 五郎、
辻永 武美、佐々木晃二、安井 貞三、藤原 貢、進藤 芳明、
工藤 四郎、伊藤 満、相原 政志、三浦 芳博、小野寺一志、
竹下 博英、高橋 兵一、池村 好道、山口 博司、佐藤 裕之、
稲場みち子、小野寺平紀、佐藤 勇一、片桐登司夫、地主 重子

(2) 事務局

事 務 局 長 高橋 健一

事務局次長 豊嶋 司

事務局参事 高橋 善健、石谷 雄一、鎌田 潔、佐々木秀則、丸山 春男

事務局員 新出 康史、柳田 義人、宇佐美陽子、西田 幹、名古屋 晃、
藤原 正人
専門部会長 内山 真次、藤本 六男、大山 幹弥、平山 武志、保坂 正、
斎藤 秋郎
関係職員 沓澤 正一、安藤 正之

5. 欠席者氏名

1 欠席委員（2名）

副会長 大山 博美
委員 藤田 茂

6. 会議録

高橋事務局参事 ただいまから第5回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます協議会事務局の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、この協議会でご協議いただく案件の調整にあたった各専門部会長等を事務局側の説明員として本日も出席させております。よろしくお願いいたします。

私から、本日出席している専門部会長等を紹介いたします。

総務専門部会長であります秋田市の内山総務部長です。

企画調整専門部会長であります秋田市の藤本企画調整部長です。

財政専門部会長であります秋田市の大山財政部長です。

市民生活専門部会長であります秋田市の平山市民生活部長です。

農林専門部会副会長であります秋田市の保坂農林部次長です。

議会専門部会長であります秋田市の斎藤議会事務局長です。

また、副会長であります河辺町の大山町長は病気療養中のため、そして、河辺町の藤田委員も所要のため、本日の会議は欠席であることをお断りいたします。

次に、会議に先立ちまして、本日の資料を確認いたしたいと存じます。

次第がございまして、資料1は第5回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件となります冊子でございます。それから、資料2は議案第27号関係資料、農業委員会の委員の任期および定数の取扱いについての資料でございます。資料3は議案第28号関係資料、特別職の職員の取扱いについてでございます。資料4は議案第29号関係資料、住民サービス窓口業務の取扱いについてでございます。資料5は議案第30号関係資料、住民自治関係事業の取扱いについてでございます。そのほか、最後に参考資料

といたしまして、市町村建設計画掲載事業集計表の一枚物の資料を添付してごさいます。

委員の皆様、資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、会議の進行は、規約に基づき、会長である佐竹秋田市長にお願いしたいと存じます。

佐竹議長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しいところありがとうございます。

これより第5回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の会議を開きます。

まず、議事に入ります前に、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程の第6条に基づき、本日の会議における会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員は、雄和町議会副議長の伊藤満委員、秋田市の稲場みち子委員、河辺町収入役の辻永武美委員にお願いをいたします。

それでは、早速、次第の2の議事に入ります。

本日の議案は5件であります。

まず、議案第16号、市町村建設計画に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 資料は1でございます。

第5回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件集でございます。議案集でございます。

めくっていただきまして、目次の次のページが1ページでございます。

議案第16号、市町村建設計画に関する件。

市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項に規定する市町村建設計画を次のとおり定めることについて、協議を求める。

新市の市町村建設計画は、別紙のとおりとする。

平成15年11月26日提出。

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久。

本件につきましては、9月29日の第3回法定協議会で基本構想部分について説明申しあげたところでございますが、このたびは具体的な建設計画、財政計画について説明いたします。

この後、第6回協議会で全体計画として提案いたしまして、これが了承を得られましたら住民説明会での計画素案といたすものでございます。

別紙につきましては、当事務局豊嶋次長が行います。

豊嶋事務局次長 事務局の豊嶋でございます。

それでは、次のページに別紙がございます。

緑あふれる新県都プラン（素案）という、この資料に基づきましてご説明いたします。

はじめに目次をご覧いただきたいと思います。確認の意味で説明いたしますと、ただいま局長の方から説明ありましたように、前々回の協議会では第1章から第5章まで説明してございます。ここの部分が、いわゆるこの計画の基本構想にあたるものでございます。今回は残りの第6章、まちづくり計画から第8章、財政計画までご説明いたします。

なお、第7章、公共的施設の統合整備についてでございますけれども、前々回お示しした際は「公共施設の統合整備」というふうに公共的の「的」の字が抜けてございました。しかしながら、この計画で取り扱う施設は、庁舎等の公有財産も含むという概念から「公共的」というふうに「的」を入れることにしたものでございます。

それでは、次のページをご覧いただきます。1ページでございます。

基本構想の部分は、1ページからずっと19ページまででございます。若干文言を訂正しておる箇所もございましてけれども、一つひとつの説明は省略させていただきます。

1点だけ。13ページをお開き願いたいと存じます。

第5章、まちづくりの基本方針のページでございます。

一番最後の段落の「これらを踏まえ、新市においては、商工業や芸術文化…」という文章のところでございますけれども、ここの「商工業」のところは「商工・農林業」というふうに、農林業という文言を挿入させていただきたいと思います。

これにつきましては、両町の方々から、とりわけ両町の議員の皆様から農林業による産業振興というものは両町にとっても大きい目標になっている、是非ともこのまちづくりの目標のところに入れて欲しいということでございまして、ここに「農林業」という文言を挿入させていただくことにしたものでございます。「商工・農林業」というふうに訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、20ページをお開き願います。

第6章、まちづくり計画でございます。

第1、施策体系といたしまして、ここに5つの将来都市像、この網掛けで囲みをしている5つの将来都市像を基に、それぞれの施策の方針を体系的に、このぶら下がりの形で網羅したものでございます。

次の22ページをお開き願います。

第2、施策展開でございます。ここは、ただいまのその5つの将来都市像ごとに基本的方向、施策の方針、そして主要事業についてそれぞれ記載してございます。基本的には第10次の秋田市総合計画をベースにいたしまして、両町の総合計画との整合をはかりながら、合併に関する施策事業をピックアップしたものでございます。

具体的に申しますと、合併後の速やかな一体性の確保、住民福祉の向上、インフラ等の地域間格差の解消および新市の均衡ある発展に資するような内容となっているのでございます。

それでは、順を追ってポイントだけ説明いたします。

1の「環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち」づくりでございます。ここは都市計画、道路整備、上・下水道整備、環境等のまちづくりの分野でございます。

はじめに基本的方向でありますけれども、ここは基本構想の関連部分を簡潔にまとめたものでございますので、ここの説明は省略させていただきます。

次に、施策の方針でございます。

(1)土地利用計画と都市計画の推進につきましては、長期的かつ広域的視点に立った計画のもと、河辺・雄和両地域も含め、コンパクトで成熟した市街地を形成してまいります。

(2)交通体系の整備につきましては、陸路・海路・空路の結節点としての機能を高めるとともに、秋田空港における国際定期便の利用、あるいは国内便の増設などを促進してまいります。

(3)道路網の整備につきましては、都心部や交通拠点等を効率的に連結し、新市の一体化をはかる道路網を整備いたします。

(4)市街地の開発整備につきましては、魅力的で活力ある市街地整備を促進するとともに、合併によって生まれる新たな地域資源を活用しながら、緑あふれうるおいのある都市景観の形成をはかってまいります。

(5)住宅環境の整備につきましては、市の条例に基づきまして、適切な宅地開発を指導するとともに、市民の生命と財産を守るため、水害や土砂災害の防止につとめ、安全な住宅環境を整備してまいります。

(6)上・下水道の整備についてでございます。河辺・雄和両地域の水道事業につきましては、将来の水源水質の変化にも対応できるよう浄水場の整備、老朽化した配水管の更新などにより、水の安定供給につとめてまいります。

次のページでございます。(7)都市緑化の推進につきましては、自然環境と調和した公園や緑地など緑の保全・創出につとめてまいります。

(8)環境の保全と新エネルギーの活用につきましては、市民や事業者と行政が一体となりまして、豊かな自然環境の保全に取り組むとともに自然エネルギー、あるいはリサイクル型エネルギーといった新たなエネルギーの活用を進めてまいります。

(9)資源循環システムの充実につきましては、市民や事業者と一体となって廃棄物の発生を抑制するとともに、再使用、再資源化を進めてまいります。

最後に、(10)高度情報化への対応につきましては、インターネットを活用した申請

・届出、入札手続等の電子化をはかるとともに、総合文書管理システムの構築、行政情報ネットワークの拡張、地理情報システムの導入などを推進いたします。また、地域情報化のインフラといたしまして、河辺・雄和両地域でも、ケーブルテレビ網などの整備を推進いたします。

ちなみに、ここは市域が2倍になるということへの対応ということで、この施策は手厚い内容となっております。

次に、25ページの主要事業でございます。

ここは表にありますように施策名と事業名、そして前期・後期、前期といたしますのは平成22年度までの期間でございます。後期は平成27年度までの期間でございます。前期にやるのか、後期にやるのかについて印をつけてございます。また、一番右の欄に事業主体とありますのは、市が実施する事業、または県が実施する事業かの区分でございます。

なお、県の事業につきましては、前期・後期の区分はしてございません。

主な事業についてご説明いたします。

まずはじめに(2)交通体系の整備に関する事業でありますけれども、地方バス路線維持対策事業は、生活バス路線の赤字分を助成し、路線を維持するための事業でございます。

一つ飛びまして、ロシア産出エネルギー輸入等受入促進事業でございますが、これはロシアの石油開発に関する輸入玄関口として秋田港の利活用実現に向け、関係機関に働きかけるための事業でございます。

(3)道路網の整備に関しましては、ここに記載のとおり、幹線道路をはじめ街路、道路改良等につきまして、合併に伴い市内全域の必要な路線を事業化したものでございます。

次のページをご覧ください。 (6)上・下水道の整備に関する事業でありますけれども、ここに記載のとおり河辺・雄和両地域に係る上・下水道の整備事業でございます。

次に(7)都市緑化の推進に関する事業といたしまして、河辺地域の北野田公園整備事業をあげておりますけれども、これは野外テニスコート等を整備する事業でございます。

最後に、次のページの(10)高度情報化への対応に関する事業であります。電子自治体推進事業は、総合文書管理をはじめ地理情報、電子入札等のシステムを構築する事業でございます。

次の合併関連コンピューターネットワーク整備事業は、市内全域の公共施設をコンピューターネットワークで結ぶ事業でございます。

最後の新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業は、河辺・雄和両地域にケーブルテレビの延伸を促進する事業でございます。

次に28ページをお開き願います。

2の「豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち」づくりでございます。ここは商工業、観光、農林業等の産業振興の分野でございます。

基本的方向については省略させていただきまして、施策の方針でございます。

はじめに、(1)商業・サービス業の振興につきましては、合併を契機として、業種を超えた産業交流や特産品等地域資源を活用した創業などを支援いたします。

(2)貿易の振興につきましては、合併に伴い、陸・海・空の物流インフラを活かした輸送を一層推進するとともに、秋田 - ソウル間の定期航空便を利用した貿易を促進いたします。また、市内の高等教育機関と連携しながら、産・学・官一体となって、対岸諸国との経済交流を推進してまいります。

(3)工業の振興についてでございます。企業誘致につきましては、合併に伴う地域産業資源の多様化や高速輸送など、本市の優位性を積極的にアピールいたしまして、様々な業種をターゲットに働きかけてまいります。

(4)創業の促進と既存中小企業の支援につきましては、河辺・雄和両地域の特色を活かし、農業を基盤とする製造業や観光分野における起業、この起業は業を起こす方でございますけれども、こういった起業を促進いたします。

また、産学連携による中小企業の技術力・開発力向上への取り組みを支援いたしまして、経営の健全化と経営基盤の強化を促進いたします。

(5)雇用および労働福祉対策の推進につきましては、雇用吸収力の高い企業の誘致や新産業の創出を推進するとともに、企業が求める人材の育成につとめ、市内勤労者の雇用安定をはかります。

また、育児・介護休業および事業所内託児など、仕事と他の活動との両立ができる環境づくりにもつとめてまいります。

(6)観光・コンベンションの振興につきましては、歴史的資源や伝統文化、河辺・雄和両地域の自然など新市の豊富な観光資源を有効に活かすとともに、観光客の受け入れ体制の整備につとめ、通年型の観光の確立をめざしてまいります。

最後に、(7)農林水産業の振興と市場流通システムの整備についてでございます。農業につきましては、経営感覚に優れた担い手の確保・育成、あるいは地域自給率の向上、循環型農業の推進、地産地消体制の確立につとめます。

また、農道・農業集落排水などの整備により農村地域の生活環境の向上につとめてまいります。さらに、都市と農村の交流を促進するため、大型の市民農園を整備いたしまして、グリーンツーリズム、あるいは食農教育、食農教育というのは食と農業の

教育でございます。それから、スローフード運動などを推進いたします。

次に30ページの主要事業でございますけれども、はじめに(1)商業振興の事業であります。ハートピア秋田事業といえますのは、市内の農産品や物産品の販売等のイベントを行う事業でございます。

次の独創的創業計画支援事業は、各地域の資源、環境、伝統文化等を活用した創業計画を支援いたしまして、新たな発展性を探ろうとする事業でございます。

(2)貿易振興の事業でありますけれども、海外市場開拓支援事業は、市内企業の海外進出および販路拡大をはかる事業でございます。

秋田臨空地区物流機能拡充事業は、ソウル便の大型化促進などの事業でございます。

(3)工業の振興の事業でありますけれども、地域シーズ発掘活用事業であります。これは河辺・雄和両地域の事業所、あるいは農家を対象とするシーズ調査、シーズというのは種でございますけれども、つまり有能、あるいはその潜在能力といった意味あいがありますけれども、そういった調査を行いまして、事業化研究を行い、そして最終的には事業を起こすところまで一貫した支援を行うという事業でございます。

(6)観光関連の事業であります。2つ目の岩見温泉補修・整備事業は、河辺地域にあります岩見温泉を地域住民の保養の場としてのみならず、近隣の景勝地と併せて観光誘客にも活用できるよう整備するものでございます。

次の、華の里施設整備事業は、こちらの方は雄和地域にある華の里に農産物等の直売施設、町の駅でありますけれども、これらを整備するものでございます。

最後に(7)農林水産業関連の事業であります。2つ目の農業生産総合対策条件整備事業につきましては、雄和地域内の川添地区等のライスセンター整備等に対しまして支援するものでございます。

次の2つ、スーパー農園整備事業は、河辺・雄和それぞれの地域に都会からの誘客にも結びつくような大型の農園を整備するものでございます。

次の農道整備事業は、河辺地域の農道整備を年次計画で整備するものでございます。

次の農業集落排水事業は、ここに記載の地区につきまして農業集落排水整備を順次進めていくものでございます。

次に32ページをお開き願います。

3の「安心して健康にすごす助け合いのまち」づくりでございます。ここは保健・福祉・医療、消防・防災等の分野でございます。秋田市は中核市でもありますので、市が設置した福祉事務所、あるいは保健所がございます。そこを拠点とする各種事業もここに盛り込んでございます。

施策の方針でございます。

はじめに、(1)地域福祉の推進につきましては、地域福祉計画に基づきまして、福

社サービス提供の充実をはかるとともに、市民の自主的な地域活動を促進いたします。

(2)高齢者保健・福祉の充実につきましては、生きがいや健康づくりの施策を充実させるとともに、市民の自主的な活動を支援し、自立と社会参加を促進いたします。

(3)障害者保健・福祉の充実につきましては、障害をその人の個性としてとらえ、当事者が地域社会で生活できるよう、在宅サービスの充実や施設整備を行いまして、障害者の自立と社会参加を促進いたします。

(4)母子保健・児童福祉の充実につきましては、妊産婦や乳幼児の健康管理、家庭相談等に適切に対応していくとともに、児童虐待等の防止につとめてまいります。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの拡充や施設整備によりまして、待機児童の解消につとめてまいります。

(5)保健体制の充実につきましては、市民が生涯にわたり健康で過ごせるよう、生活習慣改善に対する自主的な取り組みを支援するとともに、各種検診の充実につとめてまいります。

(6)衛生体制の充実につきましては、健康被害に係る危機管理体制の充実、強化をはかるほか、新たに河辺地域におきまして食肉衛生検査所を設置・運営いたしまして、食肉の安全性確保につとめてまいります。この食肉衛生検査所は、県から秋田市が中核市であるがゆえに合併に伴って引き継ぐものでございます。

また、斎場につきましては、環境等に配慮した計画的整備を検討いたします。

(7)医療・救急体制の充実につきましては、市立病院の充実をはかるとともに、救急につきましては救急救命士の養成、あるいは車両の整備を進めまして、特に雄和地域の救急車を高規格救急車に更新するなど、救急業務のさらなる高度化をはかってまいります。

(8)社会保障の充実につきましては、介護保険をはじめ国民健康保険、国民年金など制度の周知徹底をはかりながら事業の充実につとめてまいります。

(9)消防力と防災体制の強化につきましては、合併後における消防力の地域バランスを適正化いたしまして、併せて消防力等を強化するため、消防署所を適正規模に再編いたしまして、より効果的な災害対応に取り組んでまいります。

また、災害発生時に、市内全域にわたってより迅速かつ適切な対応ができるよう、情報通信システムの高度化を推進いたします。

最後でありますけれども、(10)安全・安心な暮らしへの支援につきましては、交通安全運動の広報・啓発につとめるとともに、豊かで安全な消費生活に向け、相談業務の充実・強化に努めてまいります。

次に主要事業であります。

(2)高齢者保健・福祉に関する事業といたしまして、老人福祉施設整備推進事業で

ありますけれども、これは老人憩の家の改修経費でございます。

(3)障害者保健・福祉に関する事業でございます。2つ目の身体・知的障害者交通費補助事業および精神障害者交通費補助事業は、いずれも障害者に対する交通費の補助事業であります。身体障害者につきましては、両町が既の実施しております人工透析患者への通院移送費補助を全市的に拡充することとしてございます。

(5)保健関連の事業でありますけれども、2つ目の健康増進情報システム統合事業は、システムの更新時期に併せまして、現在あります1市2町の健康に関する情報システムを統一するための経費等でございます。

(6)衛生関連の事業につきましては、斎場改築事業であります。北部地域にある斎場の老朽化に伴う改築事業でございます。

(7)医療・救急体制の充実に関する事業といたしましては、救急業務高度化推進事業でございます。これは先程も申しましたけれども、雄和地域に高規格救急車を新規導入する等の事業でございます。

最後に(8)消防力と防災体制の強化に関する事業でありますけれども、消防水利整備事業、これは河辺・雄和両地域に消火栓、防火水槽を新設整備するものでございます。

それから下から2つ目の消防通信施設整備事業、これは合併に伴いまして、全市をカバーできる消防無線中継施設を建設する事業でございます。

次に36ページをお開き願います。

4の「可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち」づくりでございます。ここは各種教育、生涯スポーツ、文化振興等の分野でございます。

施策の方針でございますが、(1)学校教育の充実につきましては、子どもが自ら学び自ら考える力を育てる学習指導を推進いたしまして、個性と能力を伸ばせるようつとめてまいります。

(2)高等教育の充実につきましては、公立美術工芸短期大学の教育内容の充実をはかるとともに、市内にある大学の教育環境等の整備促進につとめてまいります。

(3)社会教育の充実につきましては、拠点公民館等の社会教育施設を中心にいたしまして、民間団体等とのパートナーシップの形成につとめ、学習機会の拡充や指導者の養成をはかってまいります。

(4)生涯スポーツの推進につきましては、生涯スポーツに親しめるよう環境づくりにつとめるとともに、一方ではスポーツ関係団体の充実強化によりまして競技力の向上をはかってまいります。

最後に(5)市民文化の振興につきましては、市民の芸術・学術活動の支援、文化施設の機能充実をはかるとともに、文化財をはじめとする郷土の貴重な遺産、あるいは

民俗芸能の保存・活用につとめてまいります。

次に、主要事業でございます。

(1)学校教育に関連する事業をここにずっと列記してございます。いずれも河辺・雄和両地域の小学校・中学校の増改築事業、大規模改造事業等でございます。これは、秋田市の整備状況との格差を是正するという意味あいから、両地域の学校に限りまして事業をここに盛り込んだものでございます。

(3)社会教育関連の事業といたしましては、児童館等整備事業でございますが、これは雄和地域の児童センターを整備する事業でございます。

最後の(5)市民文化の振興に関する事業といたしましては、民俗資料館等整備事業であります。これは民俗関係資料の展示、収集、そして調査研究ができる収蔵庫を建設するものでございます。

次に、38ページでございます。

5の「自ら考え主体となって参加する開かれたまち」づくりでございます。ここは市民活動、男女共生、地方分権、あるいは住民自治等の分野でございます。

施策の方針であります。が、(1)市民活動の促進につきましては、地域自治活動や各種コミュニティ活動を支援するとともに、こうした活動の拠点となるコミュニティセンター等の施設につきましては、市域全体のバランスと地域特性、施設の複合化を考慮した配置につとめてまいります。

(2)男女共生社会の充実につきましては、市民一人ひとりが多様な生き方を認め合い、平等に尊重され、その人らしく生きられる社会を目指し、さまざまな分野での男女共同参画社会の促進につとめてまいります。

(3)市民との情報交流の充実につきましては、広報紙やテレビ番組など、市民の目線に立った市政情報の提供につとめるとともに、開かれた市政運営と幅広い市民の市政参加を促進するため、仮称ではありますが、市民公聴条例を制定するなど、広報・広聴活動を一層充実させてまいります。

(4)姉妹都市等交流・平和活動の推進につきましては、「秋田市国際化マスタープラン」に基づきまして、各種国際交流事業を展開するとともに、世界の恒久的平和に向けて、市民の平和活動への協力と支援につとめてまいります。

(5)地方分権と地域連携の推進につきましては、自主的な自治体運営の基盤確立をめざし、自主財源の拡充とさらなる権限移譲を進めながら、分権型行政システムの確立につとめてまいります。

最後に(6)行政改革の推進と行政能力の強化につきましては、秋田市行政改革大綱に基づきまして、より一層の行政改革を推進するとともに、戸籍事務等の電算処理システムや各種証明書の自動交付システムの導入によりまして、迅速な窓口対応と事務

の効率化をはかってまいります。

また、高齢社会の進行であるとかIT社会の進展等、社会変化に適応した行政対応を見据えつつ、各種行政事務と市民サービスの適切な集中、そして分散をはかっていくとともに、これに対応できるような本庁舎や各支所等の総合的な整備、そして公共施設の複合化を推進いたします。これは要するに、住民の皆様がわざわざ役所に足を運ばなくとも用事が足せる、そんな市役所をめざしていこうと、こういうことでございます。

次に、主要事業でございますけれども、ここは(6)行政改革の推進と行政能力の強化に関する事業のみを盛り込んでございます。

まず2つ目の庁舎・支所等総合整備事業は、本庁舎の新築のほかに、秋田地域の東西南北4カ所に、仮称ではありますが、市民サービスセンターを整備いたします。併せまして、両町役場を改修する事業でございます。

次の電子入札システム構築事業、以下3つの事業は、いずれも電子自治体推進に向けての事業でございます。

最後に、合併市町村振興基金設置事業であります。これは合併特例債を活用いたしまして基金を積むものでございます。

次に41ページでございます。

第7章、公共的施設の統合整備についてでございます。この公共的施設の統合につきまして、合併特例法によりまして市町村建設計画の中に盛り込むよう定められているものでございます。

公共的施設の統合整備につきましては、住民の利便性向上のため、施設の複合化、あるいは多機能化につとめることとしてございます。

なお、河辺・雄和両地域の役場庁舎等につきましては、出先機関としての適切な機能確保するとともに、ITの活用により、住民サービスの向上をはかろうとしてございます。

次の42ページでございます。

第8章、財政計画でございます。今回は、平成17年度から平成27年度までの計画期間の総額のみを記載してございます。歳入歳出とも、普通会計予算ベースであります。総額1兆3,233億1,200万円となっております。ちなみに歳出の一番下の欄でございますけれども、一番下の欄に普通建設事業等を記載してございます。これは歳入の欄のところにあります、一番下のところにあります合併特例債の金額300億円ですが、この合併特例債の活用によります普通建設事業を含むところで、トータル普通建設事業等が2,008億8,700万円となっております。

なお、この数値はあくまでも中間報告としての数値でございます。今後、行政制

度の調整結果等を踏まえ、次回の協議会では再度詳しい内容をお示ししたいと考えてございます。また、行政制度の調整等の諸条件の設定が確定していくことに伴いまして、数値が最終的に収れんしていくものであることをご理解いただきたいと思いますと考えてございます。

最後になりますけれども、一番最後のページの参考資料をご覧いただきたいと思います。これは市町村建設計画に掲載した各事業の集計表となっております。一番上が年次別集計表、真ん中が地域別集計表、一番下が施策分野別の集計表となっております。

はじめに、年次別集計でありますけれども、ここでは同じ年度に事業が集中しないよう、極力年度間調整につとめたところでございます。その結果、前期が542億5,900万円、後期が385億6,500万円でございます。合計で928億2,400万円となっております。

ちなみに、この建設計画の合計は、先程申しました計画期間の財政計画における総額の約1兆3,000億円、それに比較しますと約7%にあたるものでございます。

次に、地域別集計でございますけれども、表にありますように秋田地域が364億7,600万円、パーセンテージにいたしますと39.3%になります。河辺地域が135億5,500万円、14.6%でございます。雄和地域が101億100万円、10.9%、そして全地域にわたるものが326億9,200万円、35.2%となっております。

最後の施策分野別の集計でありますけれども、記載のとおりでございます。やはり1の環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまちの分野、要するに上・下水道の整備であるとか道路整備に関する経費が最も大きくなってございます。

また、5の自ら考え主体となって参加する開かれたまちが2番目に多くなってございますけれども、これは先程説明いたしました庁舎、それから支所等の総合整備事業が盛られているためでございます。

以上で私の説明は終わります。

佐竹議長 それでは、ただいまの説明に対しまして、まずご質問からいただきたいと思います。

なお、事務局の説明にもありましたように、本計画は、今後継続審議として取り扱うこととしております。今後、皆様方からの意見等を踏まえまして、適宜修正を加え、来年5月の第11回の会議におきまして最終確定させる予定であることを改めてお断りを申しておきます。

それでは、ご質問をお受けいたします。ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

藤原 貢委員 まったく私方が期待していたとおりの建設計画で、非常に将来が期待

されるわけですが、ただ、問題はこの財政計画であります。

これは中間的なものとおっしゃいましたが、現時点で算定できるものを目途に将来を予測した歳入だと思えますし、今後国とのさまざまな関わりも出てくるかと思うわけですので、この見込みどおりの歳入がなければ、当然この建設計画の実現が非常に厳しくなるわけです。

ここでは、前期・後期に分けてありますけれども、前期の場合は当然特例債等々も入っておりますので、ある程度のものはクリアできるかとは思いますが、問題は後期です。いろいろな問題、例えば特例債ももらったわけでないから、必ず債務も伴うわけですので、後期の面に対して財政計画のシミュレーション的なものがあるものでしょうか、ひとつお尋ねいたします。

佐竹議長 はい、事務局どうぞ。

大山財政専門部会長 この財政計画でありますけれども、まさに今ご発言にありましたように、地方財政そのものが非常に不安的な時期でありまして、この10年先を正確に見込むというのは非常に難しい状況にあります。ただ、今時点でわかる諸々の将来予測、それをベースにして歳入とか諸々見積っております。

おっしゃるように、前期についてはかなり確度が高いと自負しておりますけれども、後期の部分については、この先まだまだ財政制度の変革が予想されますので、今時点で見込める部分の最大限の部分といいますか、そういう部分をこのシミュレーションしたという数字でございます。

藤原 貢委員 それを踏まえまして前期計画にある、自分の方のことを言って悪いけれども、北野田公園ですね。

今、これについては国体後の問題等々もあって、河辺町でもこれから審議しなければならない面もあるけれども、この北野田公園の事業は、当初の河辺町の計画どおりの金額を算定してのものか、あるいは、今後、この事業がいろいろな調整を経て縮小されるものかということをお聞きしたいんですけれども、そこら辺はどういうものでしょうか。

豊嶋事務局次長 私どもは当初計画で考えておられた数字だと思います。そういった数字を職員からいただいていたので、それをここに一応掲載して、掲載というか、それをカウントした形になっております。

佐竹議長 ほかにご質問。どうぞ。

小野寺一志委員 23ページに関連してお願いします。

道路交通網の整備ということで、これについては、おそらく河辺町の方からの資料提供がなかったのではないのかなと思っているんですが、実は県との絡みの中で、県道整備のことで2つだけ入れていただけないものかなということでもあります。

1つは、今から40年くらい前から河辺、阿仁とのいわゆる白子森の下にトンネルを掘って、時間的にも非常に短い道路を作りあげようという運動が40年前から行われて今日を迎えております。おかげ様をもちまして、平成に入りましてから県道への昇格を獲得することができました。

そして現在、両町の方から中の方に押しあげるように道路整備が行われ、河辺地区は現道舗装が進み、大変便利になってはきているんですが、あの山をどうやって越えるのかという問題で、トンネルなのかなどが論議されまして、また、我が町にとりましてもとてつもない事業費がかかるわけですが、県の方ではピタッと取りあげていただいでですね、今進めているという状況であります。

ここ2、3年の間にできるという代物ではないのですが、26ページに提示されております主要地方道の整備というところで、現在の路線名が阿仁・河辺線となっておりますので、これを入れていただいて、今後とも県と一緒に各方面に運動を展開して欲しいものだ。これが出来あがることにより、河辺から阿仁へ出て、阿仁から最近できあがりましたブナ森のあの道路を通りまして、田沢ダムのだら湖に行くのが大変早い時間に行けるといふ重要な路線であります。特に阿仁の皆さんは、県都であります秋田市に通ずる道路として、もう何代もわたって熱烈な運動を展開してきた路線でありますので、是非この主要道路の中に入れていただけないものかなというのが第1点であります。

2つ目は、これも主要道路のところの一番上に書いてありますが、秋田岩見船岡線というのがありまして、おかげ様をもちまして整備が今日現在進められており、間もなく全体に到達することになるんであります。

私がお願いしたいのは、秋田市の皆さんもご存知のように、秋田市太平の沢という失礼なんです、あの路線が進んでいって岩見の中心部に通ずるといふ道路なんです、できましたら、あの沢をそのまま登っていただいて、その前のページに東萱森線というのが記載なっているんですが、実はあそこを真っ直ぐに通っていただきますと、そこに通じます。秋田の太平を貫通し、岩見の萱森に通じて、そのまま真っ直ぐに走って鶴養を通じて協和町につながっていくという、いわば国道13号に平行するような形で、物流というよりもむしろ生活道路としての効果があがってまいります。

ただ、太平から岩見に通ずる道路そのものは峰越道路になりますので、これまた巨額な金額が必要とは思いますが、奥地の皆さんが県都秋田市に通える、いわば交流人口の道としての立て揚げというのが、是非将来に向かって必要なのではないかな。ここに書いてある秋田岩見船岡線というのはそれですけども、途中の路線変更を含めて、是非貫徹したいということで、ここにあげて欲しいものだということです。

さっきも申しあげましたが、うちの方で資料を提出しなかったのではないのかなとは思っておりますけれども、今ご説明をいただきながら考えておりましたら、この2つが落ちておったので是非載せて欲しいものと思いますが、あげなかったのはどういうことなのか、できましたら説明をお願いしたいと思います。

終わります。

佐竹議長 はい、事務局。

豊嶋事務局次長 ただいま、2つの路線についてのご説明をお聞きしましてですね、必要性につきましては私どももよく理解いたしました。ただ、県の事業については県との調整が必要でございますので、今後、県との調整をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

佐竹議長 ほかにございませんでしょうか。はいどうぞ、伊藤委員。

伊藤 満委員 新市の計画で具体的に我々のところへ提案していただきまして、大変お忙しいところでありますけれども、将来がいくらか見えてきたのかなというふうな思いをしながら若干質問したいと思います。

まずはじめにですが、冒頭、まちづくりの目標ということで、後段の方の商工業、そこに農林業を付け加えるという説明がありました。実はこのまちづくりの基本方針については、第3回の合併協議会において提案されまして、議会としてもその方針について精査したところでありますが、雄和町、河辺町の、それこそ基幹産業である農林業について一言もふれていないという強いご意見がありまして、この農林業について軽視されているのではないかという印象を強く持つ状況にありました。そのうえで事務局ならびに幹事会などをお願いをしまして、この農林業の振興を含めて、基本方針にはどうか配慮をしていただきたいという申し入れをしてきたわけですが、4回、そして、今回の法定協の資料が私どもに配付されますまでに、なぜにこの農林業の振興について、ここの文章に今日載ったかということが非常に私どもとしては納得できない思いがあります。

いずれにしても短い、それぞれお忙しいところの議案審議だったと思いますので、今日に至った経緯について、まずお伺いしたいというふうに思います。

佐竹議長 はい、事務局。

豊嶋事務局次長 まずこの計画のですね、叩き台がどうやってできるかといいますと、1市2町の職員が建設委員会を作りまして、私が委員長を務めているわけですが、そこで叩き台を作りました。そして、総論の部分は私どもで作りまして、各論部分については専門部会の力を借りながら、こういった計画を作ったわけですが、

今ご指摘の13ページのところでありますけれども、農林業のところのご指摘につい

ては、私のところに正式に申し入れがあったのは幹事会の席でありまして、幹事会で雄和町の助役さんから、是非この「農林業」という文言を入れていただきたいという、そういう正式な申し入れがありました。私ども事務局として検討した結果、今、配付のその文書の中に入っていなかったというご指摘がありましたけれども、口頭で説明させていただいた次第でございます。

特に大意はございませんで、正式な申し入れがあった時点でその協議をして、ここに入れることにしたと、こういうことでございます。よろしいでしょうか。

佐竹議長 局長も補足して、はい。

高橋事務局長 今のご指摘の中のポイントは、決して農林業を軽視してこういう書き方になったのではないということであります。我々は、その地域資源の有効活用とか、あるいはしあわせ実感の緑ということで、この表題が緑あふれる新県都ということでありました。1市2町の共通の理念は、この「緑」ということにあるとすれば、その地域における特性、地域資源、農林業についても十分な意識のもとにこれを作成したものであります。ご指摘の農林業の記載についてはこのような形になったということで、前提をまたご理解いただきたいと思っております。

以上です。

佐竹議長 どうぞ。

伊藤 満委員 軽視していないというお話がありましたけれども、私どもも決してそれがすべてではないということにはよく承知しているつもりであります。

今説明がありましたが、幹事会において、まちづくりの基本方針ならびに法定協議会に提案される議案書がある程度詰められ、そのうえでこのような運びに実はなるはずであります。そういう意味では、幹事会において指摘された文言について、私ども委員に資料を配付する時点で、幹事会でそれが良しということであれば、当然私どもの手元に届く前に改善されているはずだというふうに私は思います。それがないということではありますが、もし、手続き的に幹事会の幹事の皆さん方の合意に基づいて文書化されるのであれば、今日のような事態にはならなかったのではないかというふうに思います。

最終の幹事会で、この文言を入れたあとで我々委員にこの議案書を配付するということになったのか、それとも口頭で付け加えるということでも理解してもらったのか、その辺りはどのように確認をしたのか、まずお伺いをしたいと思います。

佐竹議長 はい。

高橋事務局長 幹事会では議論がございました。そして、「農林業」を付け加えることについては合意いたしました。しかしながら、この付け加える部分をどのような形

でプロットするののかについては事務局一任でございました。したがって、幹事会終了後、委員の皆様へ送付いたしました。そのことについて、そのときにこの書き込みが完成していなかったということは事務局の責任であります。

以上です。

佐竹議長 はいどうぞ。

伊藤 満委員 農林業のことにつきましては、今後とも、幹事会の意向ならびに幹事会での決定事項について、できるだけ事務局一任というような会議は避けて、全会一致で幹事会の方針というものを私は決定していただきたいと。重要な項目について事務局一任ということを経験されるようであれば、幹事会の会議の中身そのものがどういうふうになっているのかという疑問がまた出てまいりますので、幹事会の会議の中身についての要望をひとつしておきたいというふうに思います。

それとは別にしまして二、三お伺いしたいと思います。

37ページであります。ここには雄和と河辺の小学校や中学校のいろんな施設の改築事業というようなことが列記されておりますが、先ほどの説明の中に格差是正という説明がありました。秋田市にはかなり多くの小・中学校ならびに市立の短大も含めてあるわけですが、これらが主要事業として取りあげられるということは、河辺と雄和の行政そのものが、当然やらなければいけない改築事業ならびに大規模改造事業というものをないがしろにして今日まできているのではないかと。合併を迎えるにあたって、こういう格差は是正しなくちゃいけないという、そういう印象を私は強く持ちました。その点について、両町長からお伺いしなければいけないところでありますけれど、格差是正の意味合いというものを、もう少し詳しくお伺いしておきたいというふうに思います。

それからすいません、もう一つご質問させていただきます。

39ページ、40ページに主要事業ということですが、この主要事業の中に秋田市庁舎新築事業ならびに西部市民サービス他とありまして、箱物が新築されるというような状況にあるようですが、施策の方針の中にコミュニティセンターと、それから（仮称）拠点センターというのがあります。私どもの情報として知り得ているコミュニティセンターというのは、1,000平米のいろいろな大広間などを含めたというような条件があるわけですが、拠点センターおよび市民サービスセンターとコミュニティセンターの箱物に対する事業というものが非常に大きいような気がします。

具体的な数字の積み重ねということで理解しても、まだ中間ということで、はっきりしたことは聞かれないとは思いますが、ちなみに秋田市の市庁舎整備、前期・後期にわたってありますけれども、この事業費はどのぐらいになるのか。あるいはまた、その箱物と言われる市民サービスセンターの新築を含め、それらの公共施設について

の事業費がどれくらいになるのか中間報告の中で、もしお話いただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 第1の質問の37ページの関連でございます。確かに格差是正という説明を事務局は申しあげましたが、決して両町における教育内容、あるいは市との教育内容において格差があるということではなくて、施設整備の水準においてはあるのなからうかと、こういうことであります。

したがって、今回の合併特例債を活用するにあたりましては、通常の補助、あるいは起債を組むよりも合併特例債は格段に財源が手厚うございますので、このことによって集中的に河辺・雄和地区の増改築、施設の改修整備を進めようとするものが願意でございますので、どうか誤解ないようによろしくお願いいたします。

次の質問については、次長がお答えします。

豊嶋事務局次長 庁舎の関連の事業費でありますけれども、秋田市は当初、随分前ですけれども、庁舎の建設計画にあたってはですね、総事業費を200億円というふうに見込んでこれまで検討してきたわけであります。

けれども、ここにありますように、南北の市民サービスセンター、これとの絡みで申しますと、さっきも言いましたように集中と分散、要するに何もかも本庁舎に機能を集中させて大きくするという考え方を変えまして、分散型ということでサービスセンターを拠点施設として作り、そこに業務等を分散するような考え方をもってここに記載したわけです。

ですから、全体事業費は庁舎のことに关して言いますと、およそ150億円でありまして、この4つのサービスセンターには残りの50億円を充ててですね、全体の事業費はほぼ同じというふうに見込んでいるところでございます。

佐竹議長 はい。

伊藤 満委員 どうもありがとうございます。

小・中学校の施設整備についてご説明をいただきましたけれども、当町におきましては、実は少子化に伴いまして、小・中学校の統廃合が議会でもかなり議論されております。また、適正規模検討委員会が3年前から随時この問題について協議し、教育委員会としての一つの方向性は今年の12月に出されましたけれども、それには、中学校は平成17年度には統合すべきでないかと。小学校については、平成17年度以降の早い機会に小・中一貫教育も含めたことを前提にということで、町内の小・中学校の適正な配置というものが行政の最大の課題になっているのじゃないかというふうに思います。

先のご説明の中で、教育の格差は私も毛頭考えておりませんけれども、早急にこのことについて着手しなければいけないというお話でございました。しかし、早急にこのことが実現されますと、小・中学校の統廃合、適正規模についての議論と現在ある小・中学校の増改築というものが非常に密接に関わってきますので、このことについて早急にやらなければいけないというのは、あくまでも教育環境の整備と併せて、児童生徒のいわゆる安全ということが当然問われてくるかと思えます。

非常に難しい問題であると思いますが、河辺、そして雄和も地震くれば潰れるようなところへ子どもたちを入れている印象をもし持たれますと、明日にでも子どもたちを避難させなきゃいけないというような印象が受けられると大変困りますので、そういうことは当然ないとは思いますが、早急に行わなければいけないということと、それぞれの町の持つ小・中学校の適正規模ということとを十分にリンクしたうえで、主要事業というものを進めていただきたいと思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 現時点でこの学校教育の充実の関係については、この専門部会において、また後で協議されてまいります。委員のご意見の論議については十分参考になりましたので、今後の対応の参考にさせていただきます。ありがとうございました。

佐竹議長 はいどうぞ、高橋委員。

高橋兵一委員 快適に暮らす緑豊かなまちづくりの、23ページの上・下水道の整備に関してお伺いをいたします。

我が町には上・下水道の未普及地域がまだ現在もございまして、小規模水道組合を設立、運営されている地域がございまして。将来、この地域についての安全な水確保のために、新市においてどう対応していくかという具体的な記述がございませんが、この具体的な考え方、そしてまた事業展開をどうするかということをお聞かせ願いたいと存じます。

佐竹議長 はい、水道関係について。

平山市民生活専門部会長 河辺町に2カ所、雄和町です、すいません。2カ所、小規模水道があるのは承知しております。専門部会でもいろいろ議論しておりますけれども、何年間か、3年くらいの経過措置を設けまして、その地元委ねたい、そういうふうな方向で調整しております。

以上です。

佐竹議長 はい、高橋委員。

高橋兵一委員 大変申し訳ございません。地元委ねるということはどういうことなのか、もう少し具体的にお願いいたします。

佐竹議長 はい。

平山市民生活専門部会長 係る費用を試算しまして、そのお金を補助して、地元が例えば業者なり、あるいはしかるべき機関に委託をするような方向で考えております。

以上です。

佐竹議長 はい、竹下委員。

竹下博英委員 今のことに関連してひとつ伺いますが、今現在、小規模水道のことについては雄和町に2カ所がありまして、役場の方で管理しているわけですが、地元委ねるということになると、非常に地元の負担も増えますし、また、安全面でも非常に危惧される面があるわけです。

今ここで、現在行政が行っていることが、新市になって行政で行わないという背景には、何か特別な理由でもあるのでしょうか。

佐竹議長 はい、事務局。

平山市民生活専門部会長 町で関わっている業務等もいろいろ伺いましたけれども、今の地元補助金を提供することで十分可能じゃないか、そういう議論で、そういう方向にしております。

佐竹議長 はい、竹下委員。

竹下博英委員 ここはさっきも高橋委員がおっしゃったように、上水が行っていないところなんですね。それが唯一生活水として、そこに住む住民の方々が唯一の生活水として利用しているところなんです。それに、非常に高齢化の進んでいる山間になるものですから、ただ地元委ねるといってなかなか無理なため、今、役場の方で面倒をみてというか、行政の方でやっているわけです。

これが例えば補助金出すからいいとかというような問題ではなくて、基本的には生活、生命に関わる基本的なことです。専門部会での後に討議されるんですけども、そのことも鑑みて、ひとつ良い結果を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 秋田市にも小規模水道があって、地域の方々が組合を設立し自主的な管理をしているという状況から、このような専門部会の判断の方向が導き出されておりますが、今、委員からご意見いただきましたので、事務局もあずかり、この調整につとめてまいりますので、この件についての結果についてはご報告してまいります。

よろしく願いいたします。

佐竹議長 ほかにございませんでしょうか。はい、稲場さん。

稲場みち子委員 半分提案のようなものなんですけれども、雄和の伊藤さんからですが、この商工業の後ろに農林業が付いたという言葉が出てきましたが、私自身は、こ

の言葉をもっと強めた言葉といいいますか、河辺と雄和と一緒にの街になるということは、やっぱり農村が持つ食糧の供給や国土の保全、環境の保持、それから文化の伝承、教育的機会といった、とっても重要な役割をもう一度みんなで再評価できる時期ではないかというふうに受け止めています。それで、この商工業、農林業の文字の下の下あたりに「緑豊かな住みよい都市環境」とあるんですが、もっとはっきりと、本当に「環境保全型社会をめざす」というふうな言葉を入れてもらえないだろうかという思いがあります。

それから、様々な事業内容が具体的に出てきていますが、私たち市民としては、今までも、例えば街の真ん中に20階建てのマンションができるとか、千秋公園の下をトンネルが通るとか、山が削られて住宅団地がいつの間にかできるというふうなことが大変腑に落ちないわけです。

やはり、この後ろにもありますが、自ら考え主体的に本当の住民自治のまちをめざすとするならば、予算や政策の形成過程も含めた情報公開を行いながら市民と一体となって進めていくというふうな言葉を、この目標の中に入れていただきたい。そうすると、この後に続く具体的な施策の言葉も変わってくるのではないかというふうに受け止めています。いかがでしょうか。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 稲場委員のおっしゃることは私どももよく理解しておりまして、今後、地球的な規模で、まさに環境保全型社会をめざすべきだろうというふうには考えております。

そこで、この取りあげ方でございますが、私どもは今回、個別な施策の中で言うべきことかなということで整理してまいりましたが、今後ご意見を踏まえたくうえで検討させていただきます。

ありがとうございました。

佐竹議長 はい。

稲場みち子委員 先ほどの河辺の小野寺さんの意見の中に、私なんかは初めて聞く阿仁と河辺の道路のことが出てきましたけれども、ああいうことをこの場でいきなり議論されて、この項目の中に入れて欲しいとかと言われたら、何か非常に市民としては戸惑いますが、その辺はどういうふうにそちらでは受け止めていらっしゃるのでしょうか。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 基本的にベースとなっているものは秋田市の総合計画というふうにご説明いたしました。また、今、小野寺委員が申しあげた部分については、40年前というご案内もございましたが、それぞれ町における総合計画などの中で、いろいろな歴

史的経緯の中で議論されてきた事業ということでありまして、秋田市民である我々にとっては唐突に聞こえますが、町においては、長い歴史の中でそのあるべき姿を議論されてきた、こういう事業であると思っております。

もう一度元へ戻しますと、総合計画としての秋田市の総合計画はベースであるけれども、両町の総合計画、発展計画ということになるんですが、組み込まれた事業についてもいろいろ採択するか、合併の関連がどうかということのを慎重に精査してまいりたいと、こういうことでございます。

佐竹議長 はい、ここで一旦私から総括させていただきます。

これについて議論していても3日もかかるわけですし、今ここで決めるものでもないです。もう一回じっくり読んでいただいて、それぞれの事務局に、両町の場合は役場の担当を通じていろいろご意見をいただいて、また、それぞれの民間の委員の方も同様をお願いいたします。

そういう形で積みあげていかないと整理がなかなかつかないので、進藤委員のお話を聞いた段階でもう一度私も相談させていただくと。会議の進行上、重要なことは別にして、この後ここで個別の議論を続けるよりも、あとにいろいろな形で意見を経路的にいただく方が良いのではないかと。

どうぞ。

進藤芳明委員 特例債のことで、1つだけお伺いしたいんですけれども、先ほどの説明の中で秋田地区が39.3%、河辺地区が14.6%、それから雄和が10.9%、全地域で35.6%というような説明がございましたけれども、特例債をこのような比率に分けた基準というか、その基というか、その点についてお伺いいたします。

佐竹議長 どうぞ。

高橋事務局長 さまざまな報道の中に、合併特例債ありきという形で事業は組み立てられ、ややハード系ではないかという一般的な批判がありますが、私も合併特例債のことにつきましては、必要な事業に対する財源措置、言い換えれば財源を振り替えていくというものであるというふうにとらえてまいりました。したがって、結果としては先ほどのような構成比率にはなるけれども、その事業の採択にあたっては、当初からその配分比率を決めて事業を採択したものではありません。

以上でございます。

佐竹議長 大変申し訳ございません。私がここで一旦、これまでのことについて若干、私から言うのはどうかと思っております。

先ほどの道路整備のことについては、これは県との関係も大分ございます。また、事実上道路財源については、相当な制約がもう既にかかりつつあります。かかりつつあるかというよりもかかってきておりまして、県の方の対応がどうなるか。ただ、両

地域の長い念願でもありますので、この自然環境の問題とも関与しますけれども、これは県の事業という形になりますので、県との調整が必要かと思えます。

それから水道の件ですけれども、実は、最終的には私どもの方の水道、上水道施設、それさえも今、法律的な改正の中で民間移管すると。管理は民間にという形の中でも、必ずしも高齢者の方々が自分たちで管理するというのではなくて、トータルとしていろいろな安全に管理する方法で行う、民間移管の中でもですね。移管というより民間に委託しながらということもできるのかなという感じがして、これは宿題になるかと思えます。

それから庁舎等の関係です。

これは私ども、秋田市の庁舎をはたして一極集中するのかと。これについては、将来、例えば河辺・雄和の今の出先機関ということも含めて市域全体が広がると。今までのように、単なる私どもの方の支所のような扱いで、本当の単一事務だけを一部やるという形にはならないだろうと。

実は私どもの秋田市の中でも東西南北、中央の5つのブロック、その中に2つの支所がございます。それぞれの地域から市役所までわざわざ足を運ぶという問題でもないこともたくさんあります。そういうことから、私どもも地方分権という中で、今度は地域分権のような形で、その地域の中だけでいろんなものが完結するという社会をめざすべきではないのかと。そうなりますと、むしろ秋田市の方が全然そうになっていませんが、もう一つ新たに秋田市が作るということでもありません。例えば我々の方の新屋の支所なんてのは、もう明日にも壊れそうなくらい古くなっておりますので、そういった部分を考えていくべきかと。

それともう一つは、たぶん、その地域内の人口流動性というのは非常に高まると思えます。

例えば河辺の方が飯島に勤めたり、飯島の方が河辺の工業団地に勤めたときに、市のどこの事務所でも、どんな手続きもできるなんていうのは非常に理想じゃないのかなと。自分の住んでいるところの支所じゃなくても、河辺の人が飯島に行って土崎の支所でものができるなど、そういう市民の利便性を考えた場合に、こういう分散型、地域分権みたいな形をめざすことが、引いては河辺・雄和のこれからのその特徴ある発展にもつながるのではないのかと、そういうふうにご理解をいただきたいものだなと思えます。

それから、稲場委員のおっしゃられたことについてですが、こちら辺が地方分権との関係で、いわゆるマンションの問題にしても、事実上、我々はその取り扱う指定権限はないと。

ただこれは、やはりトータルとしての理念というものをこれからもっていくべきで

はないのかということで、実はこの中に市民公聴条例ということをはっきり申しあげております。これは、ここにも入っていますけれども、私どもは来年度、何とか16年度に、これは私の方の秋田市議会にも言明してありまして、そういう市民参加という形で、情報公開は当り前の話であって、さまざまな市政評価に市民の目を入れていくと。むしろ入っていただくという、そういう方向の大分先進的な条例を今十分研究をしておるところでございます。

以上でございます。

それでは、大分時間が過ぎました。

ご質問のところですとほとんどご意見になってしまいましたけれども、改めて議事の進行上、ほかにご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

池村好道委員 意見でしょうけれども、むしろ要望として述べさせていただきます。

ある意味で世は評価の時代であるわけでありまして、今、個々に問題になりました事業につきましても、そういう観点というのは欠かせないだろうというふうに思います。評価を行う場合に、事前の評価も、中間の評価も、事後の評価もあり得るわけですが、当座問題となってくるのが事前の評価ということであろうと思います。

ただ、不幸にしてというんでしょうか、1市2町の場合、事前評価のシステムというのが十分に確立されてはいないように思えるわけですね。議論を積み重ねていただくときに、踏まえるべきポイントというものについては一定の了解を得られて、そのうえでこの事業はどうかという検討をなさるとというのが、私は今日あるべき姿とよいでしょうか、生産的な理論につながってくるんだろうと思うんです。

例えば、この事業を考えるとときに背景はどうでしょうかとか、それを取り巻く環境はどうでしょうかとか、誰に向けられて、誰が行って、どういう手段を用いてやっていくんでしょうかというふうなポイントを、専門部会等で合意として持たれて、そのうえで個々の事業を検討されたら、ある意味で事前評価として説得力のある結論を生むのではないかというふうに思います。私、実情はわかっておりませんので、ある程度のことは実施しておられるのかもしれないけれども、そういう角度から個々の事業についてお考えいただければというふうに思います。

何と言いましても、その合併特例債についても合併年度、それから続く10カ年度です。それから激変緩和措置とて、交付税も同様で、その後5カ年度というようになるわけでありまして、限りがあるわけですから、効率性ということも考えざるを得ないだろうと思うんです。その意味では、やはりこういうポイントに基づいて一つひとつを精査していきますという態度で臨んでいただけたらというふうに要望として申しあげておきます。

以上です。

佐竹議長 はい、どうぞ。

小野寺平紀委員 お疲れのところすみません。私から、農業のことについてご要望したいと思います。

29ページの(7)農林水産業のことでございます。

豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまちづくり、その中の農林水産業の振興と市場流通システムの整備というのがあります。ここで取りあげている中で、特に地産地消を通しての農業振興の必要性について私なりの意見を述べさせていただきます。

ちょっと長くなりますので、本当にお許し願いたいと思います。

今、私ども農業経営者にとって最も大きな不安は、今後、WTOによる米への関税率がどうなるかということと、野菜や花卉など農畜産物の輸入による低価格の問題であります。

ご案内のように米に対する関税率は今480%であり、これを基に価格が形成され、また、これを基にしていろいろな農業政策がなされておるわけでございます。今、サラリーマン並の所得を得るためには、10ヘクタール程度の米の作付けが必要とされておりますが、もし、関税率が欧米が要求している最高関税率200%とするならば、1農家200ヘクタールの作付けが必要とのことでもあります。200%となると、米が約1万円、10アールの所得が3,500円程度となります。こんな状態になりますと、ここに提出されている計画そのものが根本から見直しをしなければならないこととなります。こんな不安を抱えながら認定農業者などに、躍動する農業経営者になれとか、経営感覚に優れた担い手になれというのが、所詮無理というのが現実でございます。

一方、輸入による低価格の問題であります。2年前にネギ、キノコなどの中国からの輸入により、市場が混乱を起こしたときがありました。セーフガードにより一時収まりましたが、昨年度より急激に増えつつあります。

私は、そのセーフガードを発令した年に、その現実を見てみたいとの思いから中国の現場に行ってみりました。そのネギによる一つの例を述べさせていただきます。

日本の商社が中国の農村に集団団地を形成し、そこに加工施設を作り、日本のスーパーなどで売るように300グラムの束にして加工し、箱詰めをして、保冷車に積み、港へ直行というような体制をとっておりました。農家から買い取る価格は1キロ9円です。加工して日本に入る価格は60円前後になります。ちなみに私どもの価格は、1キロ100円です。これに加工しますと150円を超える価格となります。とても太刀打ちできません。

もう一つのやり方は、有限公司といって、中央政府が土地を提供し、それで民間の資本を導入している会社組織です。民間資本、それは日本の商社です。規模は2,000ヘクタールの農地に200人ぐらいの社員、そして3,000人ぐらいの農家の出稼者を雇っ

ておりました。無農薬、有機栽培など、消費者のニーズの先取りをしておりまして、種子はすべて日本のもの、品目は比較的長持ちのするキャベツやネギ、ブロッコリー、カリフラワー、タマナなどでした。輸出先は、ほとんど日本向けとのことでおりました。大型ハウスをはじめ加工施設、冷蔵、冷凍庫などいろいろなシステムが管理され、こんな会社を全国に13社作ることをしております。既に数社が営業しておりました。

このほか、ほかの商社でも中国で展開していると思われまます。中国からの輸出構成は、これからが本格的になってくると思われまますし、市場の競争では太刀打ちできないと思ひます。

そこで、これらに対応するためには、消費者と直接対応することができる加工品、流通経費、中間マージンを省くことが可能な地産地消ということをお大きな策として位置づける必要があると思ひます。学校給食や公共施設での消費運動も必要ですが、もっと大切なものは、直売施設の設置、拡充が必要だと思われまます。農協、試験場、消費者団体、またいろいろな団体との連携のもとに、是非対応して欲しいなと思っております。年次計画を立てながら、8から10カ所ぐらいできたらなと思っております。

また、設置することでどんなメリットがあるのかと。それは、消費者に新鮮な栄養価の高い食品を提供できることはもちろんであります。後継者、あるいは新規就農者の育成にも役立ちます。今では水田だけでは生活できないので、野菜や花卉などをやりたいと思ひ人がいっぱいあります。しかしながら、初心者の生産物は市場では対応できません。まだ品質も悪く、価格的に本当にみじめなものです。直売所に出すことによって目と感覚を養うとともに、技術向上の意欲がわいてくるものです。

佐竹議長 小野寺さん、大変申し訳ございません。意見のところ、ひとつ簡略に。中国の事情等はここにいる委員は、ほとんどわかっているようでございます。私も勉強をそのようにさせていただきました。

よろしく願ひいたします。

小野寺平紀委員 はい。そうした大がかりな装置を作って首都圏に出荷する場合でも、必ず規格外のものが大量に出てきます。これを直売に回すことができます。規格外というのは、小さなもの、細いもの、太いものが規格外でございます、それを新鮮なものとして市民に提供することができるわけあります。

佐竹議長 もしできれば、そっくりいただきたいんですけども。

小野寺平紀委員 いずれにいたしましても、これからの秋田市で一番大切なのは、就農にあたる大量生産体制をはかっていかなければならないということでございます。直売施設を持ったとしても、これが1年間出せる段階ではないんだと。そのために、直売施設を通して生産体制をはかってほしいということでございます。

いずれにいたしましても、ここに書いてありますが、本当に今の段階では、これが

らの秋田市の自給率というものは、中核都市としては日本では一番低い位置にあるんじゃないのかな、そう思っております。

佐竹議長 農業政策というよりも、当然その地産地消ということで、もう既に私どもの方でも今年辺りから直売所を秋田市の中で農協さんと組んでやっておりまして、大変重要なことであるということで考えております。

もしできれば、このあと来年の5月までございますので、そこら辺の小野寺さんの今のご意見について、うちの農林部会の方で十分議論をさせていただきますので、何かひとつ出させていたいただきたいと思っております。

小野寺平紀委員 ちなみに、地産地消によって、本当はこれを50億ぐらいのものにしていきたいと思っております。50億というと1世帯当たり100円のものを買っていただければ、ほうれん草1把とか、それからリンゴ1個とかいうことで50億近くなるわけです。

これからの農業を通していく中で、本当に農業振興というものを、これからの秋田市が考えていただけないと大変だなと思っております。先般の文化会館での合併フォーラムで辻兵吉さんがおっしゃったように、農林振興をこれからやっていかなきゃいけないということを申しあげ、市長さんから東京などの首都圏に農産物を出してやっていくんだということの意気込みを言っていただきました。そういう意味におきまして、私ども大変力強く思っておるわけでございます。

これから、農業問題についてもいろいろ出てくると思いますが、そういうことへの補助なり、あるいは振興費というものをばっさりやらないように、ひとつ心掛けて欲しいことをお願いをいたしましてご要望といたしたいと思っております。

ありがとうございました。

佐竹議長 はい、ありがとうございます。今のやつを後で事務局にいただきたいと存じます。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

あの、大変恐縮ですが、時間も経っております。いずれこのあと書面においてでも、いろんな情報をそれぞれ十分見ていただいて、また、ご意見もあると思っておりますので、お寄せいただきたいと思っております。

なお、ちょっと誤解を受ければあれですけれども、合併特例債については、これは要するに地方債、単年度主義でございますので、そのときにならなければわかりません。事実良いか悪いかは。ただ、トータルとして一応この種のものになるという、我々なりの理屈づけでやるわけです。

そしてたぶん、一つのものでも、この部分はなる、この部分はならないということが出てきます。この部分はやはり、1市2町全体の共通しての課題であるだとかね、

そこをネットワークで結ぶだとか、だからこの部分はまったくその1市2町とは関係ないからなど、そういう形でかなりフレキシブルな形でやらなければならないということです。これは私、実はこの査定を一番担当してまいりましたのでわかりますけれども、その年度、年度と。ただ、これに載らないものは最初から門前払いだというふうに考えていただければよろしいのかなという、そう思っております。

ですから、すべてが合併特例債になるかならないかは、その年度にならなければわからない。ただし、哲学は持って入れましょうと、そういうことになります。

それでは、議案第16号、市町村建物計画に関する件につきましては、引き続き継続審議とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第16号は引き続き継続審議とさせていただきます。

なお、本計画の内容に関しまして、その他ご意見等、先ほどお話申しあげましたが、調整期間も考慮しまして、12月5日頃まで一旦集約をしたいと存じますので、事務局まで12月5日頃まで、それぞれの方法でご意見をお寄せいただきたいと思います。

次に、議案第27号、農業委員会の委員の任期および定数の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 建設計画は42ページまでございました。次が本文の4ページになります。お開きをお願いいたします。

議案第27号、農業委員会の委員の任期および定数の取扱いに関する件。

農業委員会の委員の任期および定数の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めます。

河辺町農業委員会および雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合する。ただし、選挙による委員については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 合併前の河辺町および雄和町の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、平成17年7月19日まで在任するものとする。
- 2 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、合併後の選挙による委員の定数は20人とし、合併前の秋田市の区域に3選挙区12人、河辺町の区域に1選挙区4人、雄和町の区域に2選挙区4人とする。

でございます。

5ページをお開きください。

ここには関係資料といたしまして、その1つは概要がございます。行政面積から下

の選挙人名簿ということで、縷々記載がございます。この中で合併後の行政面積、農地面積、それから農家戸数からすれば、法律においては複数の農業委員会を設置することが可能となっております。また、選挙による農業委員の定数を最少10人から上限の40人までとすることが可能であります。これが法律の原則であります。

次に6ページをご覧ください。

農業委員の身分について、 、 と、原則、そして特例措置があるわけでありませんが、中段の太枠で囲った部分、この欄が今回提案した内容でございます。1市町村に1農業委員会とし、両町の選挙区による委員を秋田市の残任期間、在任させるというものでございます。

次の7ページ、8ページをお開きいただきますが、ここは法律でありますので省略いたします。

次に、関係資料2、農業委員会の委員の任期および定数の取扱いについてでございます。めくっていただきまして、様式1が総括表でございます。ここでは、1から4までの事務事業が4項目で整理いたしました。区分はB欄でありますので、秋田市の制度に統一するであります。ただし、1番目の農業委員会の定数、任期については経過措置を設けたものでございます。

次のページをめくっていただきまして、(8)-2ページであります。調整方針であります。1にありますとおりであります。先ほどこのことにつきましては、議案上でご説明いたしましたが、もう少し詳しくなりますと、調整方針をご覧ください。合併時に河辺、雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合する。合併後の選挙による委員定数は20人とする。ただし、農業委員会等に関する法律で農地部会に関する規定の改正があったときは再度検討する。河辺・雄和町農業委員の失職により農地法等業務に支障を来すことのないよう、合併特例法第8条を適用する。合併に伴い農業委員の担当エリアも広域化することから複数の選挙区を設ける。区分けにあたっては地域性を考慮し秋田市に3、河辺町に1、雄和町に2の選挙区を設ける。このような調整方針案でございます。

2番目の運営、3番目の報酬、費用弁償等、4番目の事務局職員機構等については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、議案第27号につきまして、ご質問をお受けいたします。質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問がないようでございますので、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご意見ないようでございますので、これから採決をいたします。議案第27号、農業委員会の委員の任期および定数の取扱いに関する件について、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第27号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第28号、特別職の職員の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 10ページでございます。

議案第28号、特別職の職員の取扱いに関する件。

河辺町および雄和町の特別職の職員の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

河辺町および雄和町の特別職の職員の取扱いについては、秋田市長が合併後に別途定める。

でございます。

ご案内のとおり、両町の特別職の職員については、合併時において失職となるものがあります。法律は、それ以上の規定は持っておりません。

そこで、関係資料であります。資料3、特別職の職員の取扱いについてでございます。めくっていただきまして様式1が総括表であります。この件につきましては1番から6番まで6の事務事業名で整理いたしました。区分はBでございますので、秋田市の制度に統一されるということでございます。

次のページ、様式2にまいります。(11)-2ページでございますが、1の特別職、三役、教育長等の身分の取扱いでございます。課題にありますとおり、両町の特別職の職員は失職することになる、このことを課題といたしました。調整方針であります。河辺町および雄和町の特別職の身分の取扱いについては、秋田市長が合併後に別途定める、でございます。

2番目の給料については省略をいたします。

次のページ、(11)-4の各種委員の報酬・費用弁償についてでございます。委員の報酬、それは(11)-4ページ、(11)-5ページに記載がございます。そして(11)-6ページには各種委員の報酬・費用弁償がございます。

そこで、(11)-4に戻っていただきまして、課題でございますが、両町独自の委員に対する報酬等をどうするかが課題でございます。調整方針であります。原則として合併施行と同時に秋田市の制度に統一する。ただし、両町独自の委員を継続する必要がある場合は、現行の報酬額を基本とする。なお、各事務事業の調整協議を踏まえ、

所要の措置を行うものとする、これが調整方針案でございます。

次に(11) - 7ページは、特別職報酬等審議会でございます。これにつきましては、調整方針案にありますとおり、合併施行と同時に秋田市の制度に統一する、であります。

この件は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの特別職の職員の取扱いに関する件について、ご質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ、高橋委員。

高橋兵一委員 特別職につきましては自動的に失職するということが法律で定められておりますが、なぜに今回の提案に至ったか、専門部会、幹事会での審議経過を詳細にご説明願いたいと思います。

それからもう1点は、各種委員の報酬・費用弁償等で、両町独自の委員が継続する必要がある場合は現行の報酬額を基本とするという調整方針が示されておりますが、両町独自の委員というのは、それぞれの河辺町、雄和町にしかないという委員というふうにして解釈をしたわけでありましてけれども、合併の基本的な考え方でございます一体性確保の原則からいって、一体誰がこれを必要か必要でないかということを見極めるのでしょうか。

以上です。

佐竹議長 はい、局長。

高橋事務局長 1点目については私からお答え申し上げます。

まず、先ほども申しあげましたとおり、なぜこれを議案にしたかということですが、特別職が失職すること、そしてその後の身分の取扱いについて法律に特別に定めがないという意味から、この法律で定められた法定協の協議に馴染まないのではないかという議論があることは承知しております。したがって、先進事例では、希にはございますが、この特別職のことについて議案としていないケースも見られているところであります。

当初から事務局ではこれを議案とするということで、私どもは今回の合併事例が編入合併であるということを鑑みまして、一般職、あるいは議会の議員の身分の取扱いと同等の位置づけをしてみたいと考えているところでございまして、この協議について総務専門部会に調整をお願いしたところでございます。

結果、合併後に別途定めるということになりますので、議案上はこの別途定めることについて議題とし、ご協議をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

2点目は総務専門部会長がお答えをいたします。

内山総務専門部会長 具体的にどの部分がどういう形で残るかという話し合いはしておりません。ただし、それぞれの専門部会で、今ここに書いてあるように、いずれ秋田市になくて両町にある委員が実際に必要という形になった場合には、こういうコメントを残しておかなければまずいものですから、一応そういう場合に備えてこういうコメントを調整方針としてうたっていることをごさいます。

佐竹議長 はい、どうぞ。

高橋兵一委員 申し訳ございません。ただいまの答弁では、私が聞いた継続する必要があるかどうかの判断が誰がなされるかということが明確にされておりませんので、もう一度お願いします。

佐竹議長 はい、事務局。

内山総務専門部会長 ですから、その専門部会でこれが必要だといった段階で、やはり議会マターもあるだろうし、市長の判断ということもあるだろうと思います。

佐竹議長 論理的に申しますと、たぶん全市的には関係なくて、例えば河辺、雄和のある部分のものについてのみそういう一定の委員会的なものがもしあるとすれば、それが最終的になくなるのかどうかは別にいたしまして、その必要性を認めるのは、たぶんなくなってそれを引き継ぐというのは市長でないかと思います。

ただ、その前段として、それが必要なのか、持続するのかどうかというのは十分議論を踏まえておかなければならないということになるのではないのかと。というのは、何かそういうものが出てきて、全部解消するというにならない場合ということで、むしろこういう条項を残しておくことによって、その各地域の特殊性について一定の議論する場というものは確保しておいた方が良いのではないかという、そういうことであります。

ほかにご質問ございませんか。はい、どうぞ。

竹下博英委員 特別職のことについてお伺いしますけれども、別途市長が合併後に別途定めるということですが、まったく輪郭も見えてこないんです。

例えば想定されることとしてはどのようなことがあるのかというようなご議論をなされたのか、あるいは、何が提案されて、何を我々が決めればいいのか、さっぱり見えてこないわけですので、その辺のことについてご説明いただきます。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 具体的に先進事例のみでお答え申しあげますと、特別職については、これまでの地域において培われてきたところの識見を評価し、参与、あるいは顧問として処遇するケースもごさいます。ただし、このことについて、これから議論をしてまいりたいという、その議論の決定は任命権者である新市における秋田市長にお任せしたらどうかと、こういうことをごさいますして、この必要とするかどうかについても

今後の市長判断ということになるということで議論はしてございました。

以上です。

佐竹議長 これは、私から少しお話申しあげます。

いわゆる新設合併の場合、例えば首長さんはそれぞれ立候補して選挙で争えるわけですけれども、編入合併の場合はそういうルールにはなっておりません。そういうことで、その特別職の身分については、合併特例法上は何ら規定はないわけでございますけれども、今後、この協議を進めていく、そして、いろいろな新しいまちづくりの際には当然失職されるわけでございますけれども、今後、十分そこら辺について私自身が少し熟慮をさせていただきまして、さまざまなお手伝いがしていただける場合もあるのではないかと。

こういうことについては、ここに議案をあげなくてもこれは市長専決でございます。ただ、やはりこういうことについてはオープンに、ここに議案としてあげておいた方が良いのではないのかと、そういう判断でございます。

ほかにご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 では、ご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

高橋兵一委員 私は、この案件につきまして反対の立場で意見を申し述べます。

先ほどの説明にございましたように、係る案件につきましては、この合併協議会の決定事項に私は馴染まないという判断をする一人でございます。合併協議会の本旨に則れば、あるいは合併推進の原則に照らしても、この種の判断を合併協議会ですというのは合理的ではありません。よって私は、この案件に反対をし、再考を求めたいと存じます。

佐竹議長 ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、竹下委員。

竹下博英委員 先ほどの市長のおっしゃった特別職の方々に対する考え方というのは理解できる部分もあるのですが、それに、そのことについてもいずれ合併協の中でのいろいろなことが出てくるとは思うんです。

まだ今のところ、まったく輪郭が見えていないのに、これだけ先行して協議で決定するということが、はたして論理的に良いのかどうかということの一つの疑義は感じております。そういうような議論と並行していったところでこのようなことが出てきて、それをまた委ねるということになれば合理的だと思いますが、先ほどおっしゃったように、その後の部分については市長の専決処分でできるということにはなりますが、やっぱりオープンに議論するとするならば、やはり並行的に議論をしながら最終的に決着をみる、あるいは決定をみるというような方法もあっても良いのではないかと、思うんですが、いかがなものでしょう。

佐竹議長 事務局、ありますか。

高橋事務局長 合併特例法上、法定協議会でこの議論を議決するという事は、必ずしも必須の事項でないことは承知してございますが、この特別職の取扱いを市長が行うということの部分について議決いただくと同時に、関連する事項もございました。特別職、同じ特別職の委員の報酬等もございました。そのような内容を含意してございますので、是非この場でご決定いただきたいと私は考えております。

佐竹議長 ほかにご意見ございませんか。これにつきまして、ちょっと暫時休憩をさせていただきます。

午後 3 時 52 分休憩

午後 4 時 6 分再開

佐竹議長 再開いたします。

ただいまの議案第28号の件につきまして、継続審議といたしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは継続審議とさせていただきます。

次に、議案第29号、住民サービス窓口業務の取扱いに関する件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 12ページでございます。

議案第29号、住民サービス窓口業務の取扱いに関する件。

住民サービス窓口業務の取扱いは次のとおり決定することについて、協議を求める。

住民サービス窓口業務については、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、夜間、休日等における戸籍届出、受付事務および火葬許可の取扱いについては、合併後も現行の各市町の制度をそれぞれ継続する。

また、雄和町が行っている霊柩車の運行については、平成18年度から廃止する。でございます。

資料4、議案第29号関係資料でございます。

めくっていただきまして様式1は総括表であります。住民サービス窓口業務については、1の計量器事務から、次のページ、46番目、国民年金事務までがございました。項目で整理しております。記載のとおりであります。18、霊柩車が区分がCでございますので、先ほど申しあげましたが廃止でございます。ただし、経過措置を設けるでございます。19番、20番はAでありますので現行どおり、ほかにつきましては秋田市の制度に統一でございます。

簡単でございますが説明してまいります。

様式2は調整方針であります。

1番から5番までは計量器関係でございます。これは記載のとおりでございます。次に(26) - 4ページであります。

6番から12、生活用品交換案内までが消費者行政の一環でございます。このうちの7、消費生活相談については、課題は、秋田市、雄和町では相談を行っているが、河辺町では行っていない。これの調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する、すなわち相談を実施するというところでございます。

次の(26) - 5ページ、9、消費者モニターでございます。課題にありますとおり、秋田市のみ実施している。これは合併時に秋田市の制度に統一する、すなわち秋田市の手法で実施してまいると、このような考え方でございます。

次が(26) - 6ページ、13、火葬場でございます。秋田市と雄和町に火葬場がございます。調整方針にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

14番からは墓地等の関係でございますが、(26) - 7ページ、18、霊柩車でございます。霊柩車につきましては、課題にありますとおり、両町では、霊柩車の使用に関してそれぞれ支援を行っている、でございます。調整方針は、河辺町の補助制度については、16年度末まで継続し、17年度から廃止する。また、雄和町の霊柩車については、17年度末まで継続し、18年度から廃止する、でございます。

19、戸籍の届出、それから20、火葬の許可でございますが、これは調整方針にありますとおり、合併後も現行どおりとするということでございます。

次に(26) - 8ページをご覧ください。

21、火葬場使用許可でございます。これについては、調整方針にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとするという調整方針案でございます。

次の22番から34番までは戸籍の関係業務で、関連業務でございます。この22番の調整方針にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする、ということで34番までまいります。

次は(26) - 11ページにまいりまして、先ほど申しました34番まで戸籍関連事務でございます。

35番、36番が外国人登録事務関係でございます。これは記載のとおりでございます。説明は省略いたします。

(26) - 12ページからは、今度は37番から40番までは住民票関係でございます。これも調整方針にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。

以上が40番まででございます。

(26) - 13ページ、41番から42番は印鑑登録関係業務でございます。これは記載のとおりでございます。

44、児童手当であります。課題にありますとおり、取扱金融機関が異なる。調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする、でございます。

最後のページ、(26) - 14の一番最後、国民年金事務でございます。課題にありますとおり、両町では法定受託事務以外の事務を行っている現状でございます。調整方針にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。法定受託事務以外の事務は行わない、でございます。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第29号、住民サービス窓口業務の取扱いに関する件について、これについてご質問ございませんでしょうか。はい、伊藤委員。

伊藤 満委員 一番最後に説明受けました国民年金事務の法定受託事務の件であります。まさに法定受託事務以外のサービスというのは、それぞれの町の持つ特色であろうというふうに思いますし、言ってみれば地域事情、あるいはまたおかれている都市機能も含めていろいろ出てくると思います。

法定受託事務以外の事務は行わないということですが、行えるとすればどういう条件が必要なのか。逆に申せば、秋田市の市政の考え方として、国民年金事務にかかわらず、法定受託事務以外のものは基本的には行わないという考え方が一般的なのか。それとも国民年金事務に関しては法定受託事務以外は行わないと。

河辺と雄和が行っているサービスは秋田市では必要としないという判断で、この印の7・8・9がいわゆる法定受託事務以外ということでもありますけれども、その点の判断を幹事会ではどのように審議されたのか、お伺いしたいと思います。

佐竹議長 事務局、はいどうぞ。

沓澤正一（関係者） この国民年金事務の市町村で扱う部分、あるいは社会保険事務所で扱う部分については、地方分権一括法の関係で、14年4月1日からそれぞれはつきり事務分担が決められているところであります。ですから、それぞれ決まった事務分担をやっていくということでもあります。

特に、河辺町、雄和町それぞれで行っております法定受託事務以外の納付記録の管理、あるいは基礎年金番号管理については、実施していかなくても市民の利便性について支障をきたさないものと考えております。

以上です。

佐竹議長 はい。

伊藤 満委員 まさにここで議論が分かれるところではありますが、秋田市の制度に統一するという、この編入のいろんな部分について調整方針案が示されております。まさに、その町の持つ特色、あるいは財政的なサービスというのは、ある意味では財政負担を伴うという編入する側の方の事情もあろうかと思うんですが、もし可能だとすれば現行どおり行えるし、財源的にこのことによって非常に厳しくなる、あるいは事務量が過大になって市政に支障をきたすと。そういうことが議論となり、そのことで秋田市の制度に統一するという議論がなされたのか。

少なくとも、それぞれの町の持つ特色というものを反映したうえでの調整方針であるというふうに思うんですが、そういう議論がなされたのかということをもう少し具体的にお願ひしたいと思います。

佐竹議長 はい、事務局長。

高橋事務局長 この件、国民年金事務の ・ ・ の部分については、平成14年の法律で改正に伴って、中核市である秋田市だけでなく、市町村には必要がなくなったということから、あえて逆にやる必要がないのか、あるのかという視点で論点整理が行われたということでございます。

このことに限って申しあげれば、これに伴うところの財源調整、これが地域の特色の事情を反映した施策であるという議論の深まりはなかったものと報告を受けております。

以上でございます。

佐竹議長 実際には、その国民年金受給者が、これによって特別事務的に何かなることがあるんですか。市町村でここをやっているかやっていないかということで。

法定受託業務以外は、これは交付税上も付きません。付かないし、この部分は、今後は全部カットなるという方向にありますのでね、やはりそこはすっきりさせた方がよいのではないのかなど。特別に何か不便になるとかということではなければ。

ちょっとそこら辺について。

沓澤正一（関係者） 市町村で持っているデータは、管理が完璧な状態ではありませんので、かえって住民の皆さんに混乱を生じさせるおそれがあるというふうに考えております。

佐竹議長 だからどうなのだ。特に支障はないと。

沓澤正一（関係者） はい。

佐竹議長 はい、佐藤委員。

佐藤裕之委員 国民年金の問題は非常に複雑で、私どもも何度勉強してもよくわからないところがあるんですが、整理のために、 ・ ・ というのがですね、どういう業務かをもう一度きちっとご説明いただいて、それが住民サービスに資するものかど

うかということ判断するために、ちょっと情報提供をお願いいたします。

それと、先ほど法律改正で行う必要がなくなったというお話もありましたけれども、その改正の立法趣旨等もおわかりであれば、付け加えてご説明いただきたいなと思いますけれども。

佐竹議長 具体的にどういうことをやって、住民とどういった関わり合いがあるのかということですか。

沓澤正一（関係者） 未支給請求受付については、本来であれば、亡くなった方のまだもらえる部分の年金の請求を社会保険事務所に行って手続きするわけですが、これを任意に受け付けている市町村もあるということでもあります。秋田市の場合には制度が変わった際、すべて社会保険事務所に行って手続きしてくださいということをおっしゃっています。

あとそれと、納付記録管理ですけれども、これは平成14年3月までは市町村で国民年金保険料の徴収事務を行っていましたが、平成14年4月から徴収事務については社会保険庁に移りまして、それまでの納付記録管理について、特に市町村で持っておく必要がないということでもあります。そのデータについても、市町村の場合、かなり不明確な部分がありますので、データをしっかり管理している社会保険事務所で確認していただいた方が混乱が生じないというようなことでもあります。

それと、基礎年金番号管理については、私、ちょっとお答えできません。

伊藤副会長 佐藤さん、いかがですか。まだありますか。

これは実際、今一番困っているのは社会保険事務所の方で、徴収に非常に難儀をしている、徴収率も非常に落ちているという状況にあります。それから、納付する側、そして年金を受給する側、いわゆる市民、町民の側からすると、やっぱり不便になっていることは事実であります。

しかしながら、そういう法定事務ということになりましたので、国もおそらくこのままで良いのかどうかというのは、少し考えなければならぬ状況に私はあるのではないかと考えておりますが、まず今の時点で法定事務以外の作業を我々が行うというのは、少し無理があるのではないのかなと。

ですから、どういう方法をとるかというのは、これから国と私どもとの間で何か良い方法を見出していくという、そういうことがなければ、双方とも大変であるという状況でないかと思っておりますので、いかがでしょうか。

佐藤裕之委員 よくわかりました。

要は、せっかく合併するにあたって窓口サービスが低下するということであるならば、今の両町さんのそのサービスをもう一度検討するということは、十分にその検討の余地のあることだということに尽きるというふうに思います。そういう意味でこの

・ ・ の法定以外の業務が、法律に上乘せをして、はたして新秋田市の行政サービスとして手当てするべきものかどうか、ただその1点だと思しますので、この辺はもう一度整理をしていただければそれで私は差し支えないと思います。

もし、 ・ ・ はする必要もないし、かえって混乱を招くのだということであれば、その利益考慮で、これはやはり必要ないという判断でも構わないと思っておりますので、その辺をもう一度ご検討いただければなというふうに思います。

以上でございます。

沓澤正一（関係者） この調整方針については、実際に両町で業務を担当している職員と十分に協議して、専門部会でも話し合っただけで決定したことであります。

以上です。

佐竹議長 はい、局長。

高橋事務局長 お答えいたします。

今、担当課長がそう申しあげましたが、それを合理的に説明する責任は、我々事務局にございます。今日は、そこが少し未整理でありますので、次回に、この経緯等についてご報告してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

佐竹議長 それでは、本案について、特にあとは。はい、工藤委員。

工藤四郎委員 大変時間も押し迫っておりますので、簡潔に質問したいと思っております。

(26) - 7 ページ、18、霊柩車の件でありますけれども、18年度で廃止するとなっております。

雄和町の場合は北部と南部の方が距離が随分長いわけで、特に霊柩車はいつも使うわけではありませんけれども、今まで利便性がすごく評価されております。それを18年度で廃止することについては、財政の問題でありますか、それとも霊柩車の耐用年数の問題でそういうような議論をなされたのかということが1点であります。

河辺町さんでは、3万5,000円を限度の補助をしているということでもありますけれども、やはり私どもの町といたしましては、これまで数十年間この事業を続けてきたわけでありまして、このように2、3年後になくなるということに対しては大変戸惑いがあります。

それともう1点、(26) - 6 ページの13、火葬場の件でありますけれども、将来的な雄和の火葬場のあり方をどのように考えておるものですか。耐用年数がくると廃止するのか、それとも継続していくのかということをお知らせ願いたいと思っております。

佐竹議長 はい、事務局。

平山市民生活専門部会長 1点目の霊柩車の件ですけれども、専門部会で議論されたことは、新市となった際に1地区だけの優遇措置といいますが、そういうのは他の多

くの地区に説明つかないだろうし、理解が得られないだろうという意見と、それから、これまで馴染んできた制度であるというのはわかりますけれども、かつての秋田市の例でも、そんなに頻繁に活用する制度ではない。したがって、住民にも抵抗感はありませんか。それから、行政の不公平感、これはまずいだろう、そういうような意見のもとでこのような調整方針になっております。

それから2点目の火葬場の件ですけれども、当初、秋田市と雄和町の火葬場、これを総合的に活用していくということの方針です。その後の何年か後の改築・改装、そこまでは議論しておりません。

以上です。

工藤四郎委員 ただいまの説明は、1地区だけということでは全体的に説明がつかないという、そういうことだろうと思えますけれども、必ずしも雄和町だけじゃなくて、河辺町、あるいは秋田市南部の四ツ小屋方面でも使用できるのではないかなというふうな感じがしますので、今の説明でありますとちょっと私は納得いきません。

その点をもう一度お願いします。

佐竹議長 はい、事務局。

平山市民生活専門部会長 霊柩車を秋田市も使用する、そういうことですか。

工藤四郎委員 はい。

平山市民生活専門部会長 そこまでの考えでは議論しておりません。

霊柩車は雄和町特有の制度で、その住民に対して利用する、そういう前提のもとで議論しまして、それじゃあちょっと説明がつかないだろうという結論に達したものです。

以上です。

佐竹議長 どうぞ。

工藤四郎委員 今、雄和町では霊柩車と火葬場管理は臨職で対応しているわけですから、率直に言いまして、雄和町だけの使用では、これはやはり、市民にも河辺町にも説明がつかないということはよくわかります。その点をオープンに考えながら、1台しかないわけですから、それを秋田市、河辺町と両方のそういう不幸なことが重なると使用できないわけですから、せっかくの制度ですから何とか残してもらえないのかなとの思いで今質問しました。

佐竹議長 これは私から言うのは何でございますが、やはり、これからの状況の危機感というものをどう考えるかという問題ではなからうかと思えます。既に、これは市長会だとか知事会、町村会は言うておりますけれども、交付税の財源保障ということもうなくなる、財政調整は残すと、そういう前提です。

そうなりますと、例えば交付税は10年間減らないといっても、定例分の減る分は減

ります。交付税は合併したから減らないというものじゃないです。いわゆる総予算のシステム上のものは減りますし、そうでない場合はもっと減ります。ですから、相当危機感を持って任意行政業務の圧縮をしないと、本来の法定業務そのものもおかしくなるといことです。

これは今後のシミュレーションでしょうけれども、もう既に相当なところまで踏み込んだ議論を国ではされておりますので、我々もある程度腹をくくってものを決めないと。それに、個別の事例を全部残すと、当然その部分は他のところの財源が振り向けられるということになるわけですから、やはりそこは一定のくくりはしなきゃならない。そして、別のところでいろいろなサービスをするという、例えばケーブルテレビなどを全部引いて、お年寄りにもテレビを見てもらうとか、そういういろんなところでやっていかないとですね、とてもこれはできないのではないのかなと思います。

やはり地方交付税の範疇で今やっているわけですがけれども、その財源的に微々たるものとは言いながら、その微々たるものが全部重なりますと大変膨大な額になりますので、そこら辺はひとつご理解をいただきたいものだなという感じがいたします。その他トータルとしてどうするのかという問題は、これはまた別の問題だと思いますけれども。

それでは、先ほどの件ですね。それでは年金業務の件について、この後の協議会で報告を申しあげることにして、ただいまの議案第29号について、採決をいたします。議案第29号、住民サービス窓口業務の取扱いに関する件について、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご異議がないようでございますので、原案のとおり決めます。

次に、議案第30号、住民自治関係事業の取扱いに関する件についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 14ページでございます。

議案第30号、住民自治関係事業の取扱いに関する件。

住民自治関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めます。

住民自治関係事業については、合併時又は合併年度の翌年度から秋田市の制度に統一する。

ただし、2町のコミュニティセンター類似施設の管理は現行どおりとする。
でございます。

資料5をご覧ください。議案第30号関係資料であります。

めくっていただきまして総括表は様式1でございます。住民自治関係事業は、1、

集会所等整備支援事業から16、コミュニティ助成事業までございました。このうちの15、コミュニティセンター類似施設の管理運営についてはA区分でございますので現行どおり、他につきましては経過措置が縷々ございます。ご説明してまいります。

めくっていただきまして(28) - 2ページであります。

1、集会所等整備支援事業でございます。課題にありますとおり、1市2町で補助制度の内容が異なる。また、建設資金貸付金については、秋田市だけが実施している。調整方針は、平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する、であります。

次に、2、防犯灯設置であります。課題にありますとおり、防犯灯の設置に対する支援内容が異なっております。調整方針であります。平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する、でございます。

次の(28) - 3ページの4、防犯活動の推進でございます。課題にありますとおり、秋田市は中央防犯協会の事務局を課内に置き、関連事務を直接実施。河辺町、雄和町はそれぞれの防犯協会に対し事業費補助を行っているが、事務は各役場が行っており、補助額にも格差がある。今後、17年度に、例の秋田警察の分署といたしますか、東署の開設が予定されており、防犯協会の構成も未定であることから、支援・運営等について見極めが必要であることを踏まえつつ、調整方針であります。平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する、でございます。

次に(28) - 5ページ、7、テレビ難視聴地域解消事業であります。課題にありますとおり、秋田市を除く2町は受益者の費用負担増の一部を町が負担している状況でございます。調整方針は、平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する、であります。

次のページにまいりまして、9、コミュニティセンターの管理運営であります。課題については記載のとおりであります。調整方針は、平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する、でございます。

次に(28) - 8ページをご覧ください。ここから2ページにわたりまして、コミュニティセンター類似施設の管理運営でございます。調整方針をご覧ください。河辺町の戸島ふるさとセンターおよび雄和町の長者やま荘はコミュニティ施設と位置づけ、貸館に係る業務を地元へ委託することを基本とする。雄和町の基幹集落センターと、河辺町のふれあい交流館かわべのうちふれあい交流室については、コミュニティ施設と位置づけ、市が現行どおり管理を行う。また山村交流センター、農林漁家婦人活動促進施設、雄和町多目的研修集会施設については、集会所と位置づけ、地元自治会に無償で維持管理を委託する、でございます。

最後のページであります。 (28) - 10ページであります。コミュニティ助成事業で

ございます。調整方針にありますとおり、これは平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する、でございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第30号につきまして、ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

佐藤勇一委員 防犯灯の設置の件についてお聞きしたいと思います。

秋田市のこの要綱を見ますと、町内会からの防犯灯設置の申請があった場合に、市が設置するということになっているようですけれども、この電柱、あるいは工事等の費用等は全部市が負担をして設置するという、そういう内容ですか。

その辺をお聞きしたいと思います。

佐竹議長 はい、事務局。

安藤正之（関係者） 今のご質問ですが、すべて市費で行っております。

佐藤勇一委員 すべて市で。工事費もですか。

安藤正之（関係者） 工事費といいますが、秋田市の防犯灯の設置要綱の中に、既存の電柱があること、もしくはN T T柱があることであります。そういうふうな条件が揃っている場合は、秋田市で防犯灯を設置することになっております。

また、電柱がない場合、こういう場合は地元町内会で設置していただくと、このような状態になっております。

佐藤勇一委員 電柱のある場合、その電柱を利用してやるということに対しては費用は全部市で負担すると。そして新しく電柱を立てなければならない場合は町内会で負担するという、そういうような考え、内容でよろしいですか。

安藤正之（関係者） そのとおりでございます。

佐竹議長 ほかに質問ございませんか。はい、どうぞ。

片桐登司夫委員 今のこの住民自治関係の予算で、私も再三質問してまいりました。街灯の補助とか電灯料とか、あるいは広報の配付等の件で、雄和町の場合は、自治会の補助が大変減るわけございまして、秋田市に統一するということで、これは私もやむを得ないのではないかと感じております。

しかし、雄和町で今現在、昭和40年頃から道路・河川愛護作業というものをずっと実施してきております。これは、全町民が1戸から1人ずつ参加して、みんなで道路を清掃しましょうということでお盆前に実施してきております。この制度は私は大変良いことだと思っておりますし、やはり環境整備とかそういう面で今後も続けていってほしいものだと、こう感じております。

それともう一つは、花いっぱい運動ということで、これも雄和町で自治会を通じて町から苗をいただきながら事業を行っております。こういう制度が、今度秋田市にな

るとなくなるのかなというふうな危惧を私は持っておりますので、こういうものを是非、環境的にも非常に良いし、今後も続けていってもらいたいものだなと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

佐竹議長 事務局。

安藤正之（関係者） 今のお話であります、これは自治会に対する助成金というのは、あくまでも定額補助でございます。市の中で各部局にわたりいろいろな事業を行っており、それに対する補助も行っておりますので、この河川愛護作業でございますか、そういった類のものにつきましても、その担当部局の方で判断することになっております。

佐竹議長 いずれ、かなり制度の根幹が違っておりました、例えば町内会の清掃だとか、あるいはごみの分別やごみの減量などは、町内単位でモデル地区としてやったり、花の問題もそれぞれの町内会単位でやって、なかなか秋田市の場合は全市一斉といっても、何も花壇の置く場所もない場合もありますので。

ただ、そこら辺はそんなに根底は変わらないと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐竹議長 それでは、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐竹議長 それでは、ないようでございますので、議案第30号について、これから採決をいたします。議案第30号、住民自治関係事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐竹議長 それでは、議案第30号は原案のとおり決定されました。

以上で今日予定の議案の協議が終了いたしました。

次に、次第の3のその他に入ります。

はじめに、議会議員の任期および定数の取扱いについてでございます。この件につきましては、本日の会議で議案としての協議を予定しておりましたが、議案調製まで至らなかったものであります。

前回の会議で報告案件として取り扱い、また、委員の皆様からいろいろのご意見を伺っておりましたので、所管である議会専門部会長に現在の協議状況と今後の方向性などに関して説明をさせます。

斎藤秋郎議会専門部会長 ご説明申し上げます。

議会議員の任期および定数の取扱いにつきましては、前回の合併協議会で、合併協議会の委員であります1市2町の各議会代表の4人ずつの委員で集中協議を行う協議

の場を設置させていただくことをご報告申しあげました。

これまで、協議の場であります議会代表者会議を3回開催いたしまして意見調整をはかってまいりましたが、秋田市と河辺・雄和両町との議論は、現状では平行線のままとなっており、結論を見出し得ない状況でございます。したがって、本日の協議会に議案提出できなかったことをご報告申しあげますとともに、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

なお、議会代表者会議では、引き続き調整をはかるため協議を継続し、12月に予定されております合併協議会には議案提出できるよう、最大限努力してまいることを確認しておりますので、併せてご報告させていただきます。

以上でございます。

佐竹議長 いずれこの件につきましては、引き続きという形になろうかと思えます。この後の議会代表者会議でありますけれども、次回、12月24日に予定する第6回協議会に向けて、引き続き協議、調整を進めていただくようお願いを申しあげる次第でございます。

それでは、その他何かございますか。はい。

伊藤 満委員 その他ということでありますけれども、大変時間もおしておる中でお話をさせていただくのも大変恐縮に思いますが、今、議会の事務局からお話ありました我々議員の任期については、なかなか結論に至らなく、協議会に満足な報告もまだできないことに関しましては、協議会の一委員というばかりでなく、代表者会議に出席している一人として非常に心苦しいところであります。

しかし、あえて議員以外の委員の皆様には現在の状況というものを少しは理解していただきたいという思いで、今お話をさせていただいておるところでありますので、何とぞお許し願いたいと思います。

秋田市は定数特例ということで主張されまして、それが実行されますと、ご存知のとおり雄和・河辺両町はそれぞれ1人ということになります。

もちろん河辺と雄和は在任特例ということですが、その中身については、在任特例を選ぶとすれば10億もの経費がかかるという財源的なものが非常に大きくクローズアップされております。また、人口比につきましては、1割にも満たないということで、非常に弱小の町村の悲哀というものを我々感じておるところであります。少なくとも河辺・雄和両町の議会においては、議会の行政改革の名のもとに、議員の報酬ならびに費用の弁償、その他諸々の歳費の削減につとめておるところであります。

そういうことを鑑みまして、在任特例を選択し、なおかつ秋田市の市議会の中で現在の私どもの置かれている報酬について当てはめてみますと、ここに書かれてある10億、現在の2倍というものの3分の1ぐらいで実は収まるはずであります。財政的な

もの云々ということになりますと、非常に我々も心苦しいわけでありませうけれども、秋田市の市議会議員と、あえて身分は同じでも待遇についてはそのぐらいでもいいんだよということを秋田市議会に申しあげ、そして皆様方にも諮っているところでありますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

また、私ども弱小町村は、そこまでの思いで在任特例を選択し、ご理解をいただいているところがありますので、今一度各委員の皆様方からは、その点についてもご理解をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

大変余計のことを申しあげたかもしれませんが、よろしく申し上げます。

佐竹議長 まず、この件につきましては、この後また引き続きということにさせていただきますので、よろしく申し上げます。

ただ、一つだけちょっと気にかかるのは、在任特例というのはそもそも特例であり、特例というのは、通常、重要な調整案件が合併後に具体事例として、客観的事実として残される場合にそれを調整するという、これが立法の趣旨ではなからうかなと思っております。ただ、思いはいろいろあると思っておりますので、いずれこれを言ってもしょうがないわけですから、私どもは在任が良いとか悪いとかそういう問題じゃなくて、やっぱり十分議論をいただいたうえで、こういう議論の中でどういう形にするのか位置づけていくということにならうかと思っております。

ただ、少なくとも在任特例というのは、そういう個々具体の積み残しのものがあって、あとで調整が必要なものを想定してつくられた制度であるという、そこはご理解をいただきたいなと。大半のものが調整なって、具体的に、例えば静岡と清水のように在任特例やって、あとに市役所の位置をどこにするのかという大重要な問題を積み残したまま、積み残すというかそれで合併するとか、地理的一体性がなくて、あとで重要な物理的変化が生ずるといふ宿題が残ったりする場合がありますので、そこら辺の趣旨も含めなければならぬのかなと。

我々は在任特例が良いとか悪いとかじゃなくて、やはりその位置づけが、私どもとしてはなかなかというのが秋田市議会、あるいは私の方の立場でございます。

あとこれ以上言いません。私の個人的見解でございます。よろしく申しあげます。

時間が1時間オーバーしましたが、ただ、議論すべきことは議論することと、もう一つは、トータルとしていろいろお話を受けたものに対して、議案として成立したけれども意見としてやっぱり良い意見もありますので、これは事務局としてきちんととどめおいて、いずれ、新しい市のときの政策にそういう両町のものを位置づけていくということも必要ではなからうかと思っておりますので、その点をお含みおきをいただきたいと思っております。

大変長らくありがとうございました。これにて協議会を終了させていただきます。

あと、事務局、事務連絡ありますか。

高橋事務局参事 先ほど、まちづくり計画のところでは、皆様からご意見がいろいろ出てまいりまして、まだまだ足りない部分もあろうかと思えます。

会長からも先ほどありましたけれども、事務局では12月に素案として確定するために、できるだけ委員の皆様のご意見をこのあと反映させてまいりたいと思っておりますので、できますれば12月5日までにですね、両町の委員の方々、役場経由でも結構でございますので、そういう形でご意見をいただければ。事務作業の関係もありますので、何とぞ5日厳守ということで、一時締めさせていただきます。その後のご意見もまた引き続き承ることを確約いたしまして、その点についてご配慮をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

それでは次回は12月24日、午後2時から、当ホテルで開催を予定しております。

本日は、長時間大変ご苦労さまでした。

以上

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

委員

委員